

テレワークセンター徳島利用規約

テレワークセンター徳島は、テレワークにチャレンジしたい人、テレワークを実践している人に向けた施設です。本規約は、本施設の利用について必要な事項を定めるものです。

第1条（利用目的）

- 1 登録者による利用（個人・団体）となります。
詳細は、<http://tokushima-telework.jp/center/index.html> を御参照ください。
 - （1）テレワーク相談（登録不要）
 - （2）コワーキング
 - （3）研修室及び会議室の貸出し
 - （4）研修・セミナー（登録不要）
 - （5）研修時託児利用（要予約）
- 2 研修室及び会議室の予約は、2か月前から可能です。申し込みは電話、ホームページ又は別紙利用申請書（用紙はテレワークセンター徳島にて入手できます。）に御記入の上、テレワークセンター徳島まで申請してください。利用目的などを確認します。
- 3 施設利用は無料ですが、一部サービスを実費で提供しています（コピー機、カフェ利用など。）。

第2条（利用時間等）

- 1 利用時間は、平日「午前10時から午後5時まで」となります（土日祝を除く。）。
なお、夜間「午後5時から午後9時まで」、土日祝の利用を御希望の方は、相談に応じますので、テレワークセンター徳島までお問い合わせください。
(Tel 090-3187-9845, Mail info@tokushima-telework.jp)
- 2 利用時間には準備や後片付けを含みます。申込み時間内の利用を厳守し、退出時間が来たら速やかに退出してください。

第3条（会場利用制限）

- 1 利用者は、第三者に会場の利用権の全部、又は一部を譲渡・転貸することはできません。
- 2 利用申込決定後、又は利用中においても、次の場合には利用の取消し、又は利用停止の処置を採る場合があります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても当方は一切の責任を負いません。
 - （1）申込書の記入内容が実際と異なる、又は偽りがあった場合。
 - （2）管理上又は風紀上好ましくないと認められる場合。
 - （3）関係法令に反する場合。また、関係官公署の指示に反する場合。
 - （4）集团的・常習的に暴力的不法行為、反社会的行為がある場合。
 - （5）注意に従わず、また、本規約に違反すると判断した場合。
 - （6）危険物持込み、人身事故、建物、施設などを汚損、破損、紛失した場合。
 - （7）音、振動又は臭気の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、又はそのおそれがある場合。

(8) 来場者又は受講者数が施設の許容範囲を超え、周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。

第4条 (免責及び損害賠償)

- 1 利用中の展示物及び利用者、来場者、受講者等が持ち込んだ物（貴重品を含む。）等の盗難、破損事故及び人身事故については、その原因のいかんを問わず一切の責任を負いません。
- 2 天変地異、関係各省庁からの指導、その他当方の責に帰さない事由により利用を中止した場合、その損害について一切の責任を負いません。
- 3 建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損又は紛失した場合、その損害に対し全額賠償請求します。
- 4 当該施設利用に伴う人身事故、展示品等の盗難、破損事故など全ての事故については、当方に重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。

第5条 (安全管理)

- 1 利用中は、利用者の責任の下に防災、防犯等の安全管理を行ってください。
- 2 利用者は来場者等の安全の為、非常時に備え非常口、防災設備の位置や利用方法等をあらかじめ熟知してください。
- 3 会場の保安全管理の必要があると判断した場合、立ち入ることがあります。また、防災上必要と判断した場合は、利用中であっても、機材等の移動をお願いします。
- 4 危険物の持込みは一切できません。

第6条 (荷物の搬入出及び預かりについて)

- 1 荷物の運搬、搬入搬出並びに保管中の盗難、破損及び汚損については、一切関知しません。
- 2 荷物の事前搬入及び利用中のお預かりはできません。

第7条 (利用後の原状回復)

- 1 会場内外の建造物、設備、貸出備品等を毀損、紛失又は汚損させ、原状回復に実費や工数が掛かる場合は、実費にて請求いたします。
- 2 利用終了に当たり、発生したごみ等は全てお持ち帰りいただき、原則利用前の状態まで原状回復してください。

第8条 (遺失物の扱い)

施設内での遺失物は利用日から1か月保管した後、処分いたします。

第9条 (規約の変更)

規約の内容は、予告なく変更することがあります。その際には利用者等にお知らせする努力を行います。

(附則) 本規約は平成29年4月1日より実施するものとします。